

日出町生活交通確保維持協議会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、日出町生活交通確保維持協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、日出町2974番地1日出町役場内に置く。

(目的)

第3条 この協議会は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議及び形成計画の実施に係る連絡調整を行い、並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「要綱」という。）第2条第1項および第3条の規定に基づき生活交通確保維持改善計画の策定に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(協議事項等)

第4条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 運送法に関すること

イ 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項

ロ 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

(2) 活性化法に関すること

イ 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。

ロ 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。

ハ 形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。

(3) 要綱に関すること

イ 地域の公共交通のあり方、改善、利便性の向上等に関すること。

ロ 生活交通確保維持改善計画の策定及び変更の協議に関すること。

ハ 生活交通確保維持改善計画の実施に係る連絡調整に関すること。

ニ 生活交通確保維持改善計画に位置づけられた事業の実施に関すること。

(4) 前各項に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第5条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長1人

(2) 副会長1人

(3) 監査員2人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は次のとおりとする。

(1) 別表1に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。

(2) 前号以外の委員については2年間とし、再任は妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。

(会長)

第7条 会長は、日出町長又はその指名する委員をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(副会長)

第8条 副会長は、委員の中から会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(監査員)

第9条 監査員は、委員の中から会長が指名する。

2 監査員は、協議会の会計監査を行う。

3 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告しなければならない。

(会議)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事において議決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、別表1にある国土交通省九州運輸局大分運輸支局の代表の委員は議決に参加できないものとする。

5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める

(会議録)

第11条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

2 会議録は、2名の委員が署名するものとし、署名すべき委員は議長が会議において指名する。

(協議結果の尊重義務)

第12条 協議会で協議が整った事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第13条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第16条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、日出町政策推進課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第17条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が清算する。

(規約の変更)

第18条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長

が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成23年4月26日から施行する。
- 2 この規約は、平成23年12月2日から施行する。
- 3 この規約は、平成25年4月18日から施行する。
- 4 この規約は、平成27年1月15日から施行する。
- 5 この規約は、平成27年6月4日から施行する。

別表1 (第5条関係)

区 分	委 員
<p>運送法施行規則第9条の3第1項第1号 (地域交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長)及び活性化法第6条第2項第1号(地域公共交通網形成計画を作成しようとする市町村)並びに要綱第3条第1項第1号(関係する市町村)の委員</p>	<p>○日出町副町長</p>
<p>運送法施行規則第9条の3第1項第2号 (一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体)及び活性化法第6条第2項第2号(関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者)並びに要綱第3条第1項第2号(関係する交通事業者又は交通施設管理者等)の委員</p>	<p>○国東観光バス株式会社の代表者 ○日出町タクシー協会の代表者 ○一般社団法人大分県バス協会の代表者 ○一般社団法人大分県タクシー協会の代表者</p>
<p>運送法施行規則第9条の3第1項第3号 (住民又は旅客)及び活性化法第6条第2項第3号(関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者)並びに要綱第3条第1項第4号(地域の生活交通の事情、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者)の委員</p>	<p>○日出町区長会の代表者</p>
<p>運送法施行規則第9条の3第1項第4号 (地方運輸局長)及び活性化法第6条第2項第3号(関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者)並びに要綱第3条第1項第3号(地方運輸局)の委員</p>	<p>○国土交通省九州運輸局大分運輸支局の代表者</p>

<p>運送法施行規則第9条の3第1項第5号 (一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体) 及び活性化法第6条第2項第3号(関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者) 並びに要綱第3条第1項第4号(地域の生活交通の事情、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者) の委員</p>	<p>○バス運転者の代表者</p>
<p>運送法施行規則第9条の3第2項第1号イ(道路管理者) 及び活性化法第6条第2項第2号(関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者) 並びに要綱第3条第1項第2号(関係する交通事業者又は交通施設管理者等) の委員</p>	<p>○大分県別府土木事務所の代表者</p>
<p>運送法施行規則第9条の3第2項第1号ロ(都道府県警察) 及び活性化法第6条第2項第3号(関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者) 並びに要綱第3条第1項第2号(関係する交通事業者又は交通施設管理者等) の委員</p>	<p>○杵築日出警察署の代表者</p>
<p>運送法施行規則第9条の3第2項第2号(学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者) 及び活性化法第6条第2項第1号(地域公共交通網形成計画を作成しようとする市町村) 並びに要綱第3条第1項第1号(関係する市町村) の委員</p>	<p>○日出町福祉対策課長 ○日出町健康増進課長</p>
<p>運送法施行規則第9条の3第2項第2号(学識経験を有する者その他の地域交通会議の運営上必要と認められる者) 及び活性化法第6条第2項第3号(関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者) 並びに要綱第3条第1項第4</p>	<p>○大分県東部振興局の代表者 ○社会福祉法人日出町社会福祉協議会の代表者</p>

<p>号（地域の生活交通の事情、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者）の委員</p>	
---	--